

○医療法人明和会 居宅介護支援事業運営規程

（目的）

第1条 この規定は、医療法人明和会が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 1 事業所の介護支援専門員は要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その者にあった、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成に努める。

2 利用者又はその家族からの介護に関する相談に対して、懇切丁寧に療養上の必要な指導又は助言を行うとともに、関係市町村及び地域の保健、医療並びに福祉サービスを提供する者（以下「サービス事業者等」という。）との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

（事業の名称及び開設場所）

第3条 事業の名称及び開設場所は次のとおりとする。

名 称	医療法人 明和会 居宅介護支援センター きらら
開設場所	長崎県大村市東本町168番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者1名（主任介護支援専門員） 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- （2） 介護支援専門員3名（1名は管理者と兼務） 事業所に対する要介護者などからの依頼を受け、必要な福祉サービス、又は保健医療サービスの提供に向けた居宅サービス計画の作成、及び関係機関との連絡調整等を行う。
- （3） 介護支援専門員は最大利用者44名に対して1名を標準とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日は、月曜日から土曜日までとし、平日は午前8時30分から午後5時30分まで、土曜日は午前8時から午後12時までとする。また、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。ただし、次に掲げる日については、当該事業は行わないものとする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 12月30日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- （3） お盆休み（8月13日から15日）

(事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の内容は以下のとおりとする。

- (1) 要介護者からの相談を受ける場所は、居宅介護支援事業所及び要介護者の自宅等とする。
- (2) 介護支援専門員は、在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けたのち、要介護者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握し居宅介護サービス計画原案を作成し、主治医と連携し、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を説明し同意を得て署名捺印をもらい要介護者または家族に交付し、指定居宅サービス事業者等に居宅サービス計画書の写しを送付する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も要介護者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行う。
- (4) 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後1か月に1回以上利用者居宅を訪問し、モニタリングを実施する。
- (5) 要介護者にとって最も有効かつ適正な指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整を図るため、サービス担当者会議を行う。
- (6) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
- (7) 中重度者や支援困難ケースへの対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントの実施を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するように努める。

(利用料等)

第7条 居宅サービス計画作成にかかる利用料は、厚生労働大臣が定める基準による。

ただし、法定代理受領の場合は無料とする。

2 通常の事業の実施地域を超えて居宅サービス計画を作成するために要した交通費は、通常の実施地域を越えた直近のバス停留所から利用者の居住地の最寄りのバス停留所までのバス利用における往復の運賃に相当する額を徴収する。

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大村市とする。

(緊急時における対応)

第9条 職員は、要介護者から聞き取り調査を実施中に、その者の病状急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、法人代表者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は資質向上を図るため、虐待防止、業務継続計画（自然災害、感染症）等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該法人内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体勢を整備する。

- (1) 新規採用時
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 業務継続計画（自然災害）に関する研修 年1回
- (4) 業務継続計画（感染症）に関する研修 年1回
- (5) 感染症に関する研修 年1回

2 職員は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
またその職を退いた後も同様とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人明和会と事業所との協議に基づき定めるとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第13条 業務継続計画の策定等にあたって、災害や感染症が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、感染対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は平成 18 年 6 月 1 日施行

平成 23 年 7 月 1 日改定

平成 28 年 11 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 9 月 16 日改定

令和 4 年 4 月 15 日改定

令和 5 年 3 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 5 月 20 日改定